

減災対策推進特別委員会 平成27年度の委員会運営方法（案）

◆ 平成27年度調査・研究テーマ（案）

災害時医療体制と地域防災拠点を中心とした地域防災の充実について

災害医療体制について 市防災計画【震災対策編】

減災対策推進特別委員会資料
平成27年7月13日
医療局

市防災計画【震災対策編】の災害医療体制は、東日本大震災に伴う医療支援活動で得られた教訓や、災害医学に基づく医療活動の基本的な考え方を踏まえたもので、次に掲げる3つの体制強化策により成り立っています。

点線囲い内は、現在までの
取り組みについて記載

1 総合調整・指揮機能の強化

2 緊急度・重症度に応じた医療提供体制

3 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 総合調整・指揮機能の強化

① 市医療調整チームの設置

- 区医療調整班との調整
- 医師会、病院協会、薬剤師会等との調整
- 県医療救護本部にリエゾンを派遣し県との調整

② 市及び区に災害医療アドバイザーを配置

災害医療アドバイザーとは市や区の災害対策本部が行う医療調整業務について、医学的見地からの助言、指示、調整等に協力する医師で、市においては市医師会医師3名及び市内救命救急センター医師3名の計6名を委嘱

市災害医療アドバイザー会議を年間適宜開催し、災害医療資源の活用、DMATなどの受援体制について検討

③ 市及び区に災害医療連絡会議を設置

- 平時からの意見交換、情報共有
- 発災時には定期的開催して連携

災害医療連絡会議 市では各年度2回開催 区では年度1~3回開催

④ 情報通信体制の整備

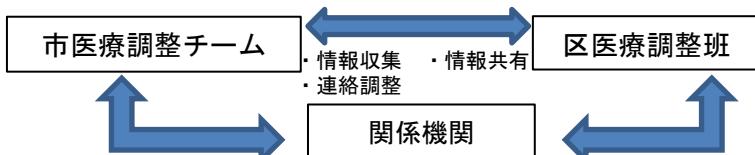
- 情報通信体制の確立
- 通信機器の複線化



衛星携帯電話(182台)、MCA無線機(191台)、デジタル簡易無線(209台)配備

市・区医師会、市薬剤師会、市歯科医師会、市訪問看護連絡協議会、県看護協会、日赤神奈川支部、災害拠点病院、災害時救急病院、神奈川県、総務局、医療局、消防局・18消防署、18区役所

○ 平時からの通信訓練実施



2か月に1回、伝達内容や受発信方法を変えて通信訓練を実施
神奈川新聞花火大会・横浜マラソン2015において、MCA無線機を活用した災害拠点病院との連絡体制を構築

2 緊急度・重症度に応じた医療提供体制



医療機関による診療

被災を免れ診療可能な医療機関は速やかに診療を開始

年1回市病院協会と共催、市内全医療機関を対象とした連絡会を開催



医療救護隊による診療

地域防災拠点に避難している負傷者等に対して、医療救護隊が巡回診療等を実施

重症

生命の危険の可能性があるもの

中等症

生命の危険はないが入院を要するもの

軽症

入院を要しないもの

協力医療機関に「診療中」の旗を配付

災害拠点病院

13か所

災害時救急病院

102病院

診療所

2263医院

地域防災拠点

地域防災拠点

地域防災拠点

458か所

【巡回診療等】

医療救護隊

121隊編成

医療救護隊とは

医師、看護職、薬剤師、業務調整員で、1チーム5人程度で編成。地域防災拠点等の避難所で負傷者等の状況把握とともに、主に軽症者に対する応急医療を行う。

※ 医師の診療を必要としない極めて軽度の負傷については、地域防災拠点に備えている応急手当用品により、市民の自助・共助による手当を実施

応急手当用品を全地域防災拠点458か所配備



県外等へ

安定化患者を順次、広域医療搬送(県等と調整)

平成27年9月1日広域搬送訓練実施予定



他都市医療救護隊等

【巡回診療等】

3 医薬品等の備蓄及び供給体制

- ① 医療救護隊が用いる医薬品は、市薬剤師会と協定を締結し、地域の協力薬局で流通備蓄
- ② 備蓄品で不足する場合は、薬局の保有する在庫医薬品を医療救護隊へ提供
- ③ さらに不足する場合は、市内医薬品卸会社5社との協定に基づき、供給を要請
- ④ 必要に応じて、県医療救護本部を介しての調達や、他都市からの救援医薬品も最大限に活用

協力薬局108薬局

市薬剤師会897会員に「開局中」のフラッグを配付

開局中